

## 別表 1 (ワンストップ相談窓口) 【既存】

市町村が実施する創業支援等事業

創業支援等事業の目標
(1) 目標 相談対応：10人/年、創業者：5人/年 (2) 目標の根拠 令和5年度の創業等に関する相談者数は4人、創業者は2人であった。創業支援等事業者と連携を図り、職員2人体制で相談しやすい環境を整え、またHP等を活用して支援施策などの周知を進めることで、年間10人の相談者数と、うち5割(5人程度)の創業者創出を目標とする。
創業支援等事業の内容及び実施方法
(1) 創業支援等事業の内容 <窓口の業務> ・町役場内に創業支援のワンストップ相談窓口を設け、商工会、金融機関等と連携し、様々な創業時の課題を解決する。ワンストップ窓口は、南会津町商工観光課の職員2人を配置し相談対応を行う。 ・創業支援のサイトを町ホームページに立ち上げ、施策一覧等を掲載し情報提供を行う。 ・創業に必要となる要素別の各連携機関の役割は以下とする。  <創業に必要な要素と各連携機関が担う役割> 1、ターゲット市場の見つけ方 南会津町、南会津町商工会、会津商工信用組合が市場ニーズを把握し、情報提供する。 2、ビジネスモデルの構築の仕方 南会津町商工会、金融機関が顧客、ニーズへの対応、採算性についてのアドバイスを実施する。また、町内で創業される方には町のビジネスチャレンジ支援事業補助金等の活用により、創業等に係る経費及び店舗の賃借料の一部を補助し支援する。 3、売れる商品、サービスの作り方、効果的な販売方法 南会津町商工会、会津商工信用組合が、事業者連携や販路開拓のためのマッチングを行う。 4、適正な価格の設定と効果的な販売方法について 南会津町商工会、金融機関が販売先、ターゲット、販売方法、価格へのアドバイスを行う。 5、資金調達 金融機関、南会津町商工会が資金調達のアドバイスを行うとともに、書類作成の補助、補助金等の申請書作成支援を行う。また、南会津町が該当する融資の利子補給等を行う。 6、事業計画書の作成 南会津町商工会、会津商工信用組合が事業計画書の策定についてアドバイスを行う。 7、許認可、手続き 南会津町、南会津町商工会、会津商工信用組合が、創業手続き・許認可についてのアドバイス、関係機関への連絡を行う。 8、コア事業の事業展開の可能性や関連事業への拡大可能性 南会津町商工会と金融機関が連携し、創業後の事業展開や新分野への進出可能性について継続的なアドバイスを行う。  <創業支援等機関との連携> ・各連携支援機関が支援を行った創業希望者等の情報に対しては、創業希望者の同意を得つつ、守秘義務に十分配慮しながら、町が情報集約・一元化を図り、創業支援カルテを作成し、創業実現まで関係機関が情報を共有し支援できるようにする。

**別表 2-1 (個別創業相談支援事業) 【新規・特定創業支援等事業】**

市町村以外の者が実施する創業支援等事業 (南会津町商工会)

実施する者の概要
<p>(1) 氏名又は名称 南会津町商工会</p> <p>(2) 住所 福島県南会津郡南会津町田島字行司12</p> <p>(3) 代表者の氏名 会長 阿部保憲</p> <p>(4) 連絡先 TEL0241-62-0329 FAX0241-62-4729 担当者 経営指導員</p>
創業支援等事業の目標
<ul style="list-style-type: none"> <li>・南会津町商工会は、通常の相談業務を行うとともに、創業希望者には必要な知識を修得する個別相談を実施する。</li> <li>・本計画及びワンストップ相談窓口の設置、創業支援策について広報し、受講後もフォローすることにより創業の実現まで結びつける。</li> <li>・南会津町商工会における令和5年度の創業実績は3件であることから、関係機関との連携を図り創業支援対象者6人、5割の3人を創業者の目標とする。</li> </ul> <p>(目標数)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援対象者数6人 創業者数3人</li> </ul>
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援等事業の内容&lt;個別創業相談支援事業&gt; 【特定創業支援等事業】</p> <p>南会津町商工会では、経営指導員等が随時、創業希望者の相談を受け付け継続した支援を行っているが、今後は、「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の全ての知識が身につくよう個別支援を行い、原則4回以上、1ヶ月以上の継続的な支援を行う。終了後も、南会津町商工会の経営指導員や専門家がフォローすることとし、金融機関とも連携しながら支援を行う。個別相談の支援を受けた創業者で『創業支援カルテ』で確認できる者を「特定創業支援等事業」を受けた者とする。</p> <p>特定創業支援等事業終了後も南会津町商工会や金融機関が連携しながら、地域経済動向調査や需要動向調査の分析結果による情報提供、地域創業者の創業に至るまで、及び創業後の課題について分析し今後の支援に向け組織内で共有を図る。</p> <p>単なる施策紹介や融資斡旋にとどまることなく定期的なモニタリングによるフォローアップにより創業後の経営安定を図る。</p> <p>(2) 創業支援等事業の実施方法</p> <p>南会津町、南会津町商工会のホームページや広報紙等で創業支援施策、個人創業相談支援事業、創業セミナーに関する情報について幅広く周知し、創業希望者の目に届くようにする。</p> <p>寄せられた相談に対し、各支援機関と連携して効果的な支援を行う。</p> <p>創業相談窓口において支援を行った創業希望者等の情報に関しては、個人情報保護に配慮しつつ、町と情報共有を行い、南会津町が管理する創業支援カルテを活用して各支援機関と共有を図る。</p> <p>支援機関の担当者会議等において、相談内容や創業者の求める支援策などについて情報共有を行い、よりよい相談体制を整えられるよう改善を図る。</p> <p>特定創業支援等事業の資格を取得した者については、氏名、住所、連絡先、受講内容、受講日等を記載した名簿を作成し、個人情報の取扱の了解を得て、事業終了後直ちに南会津町に提出する。</p> <p>名簿管理については、個人情報保護法を遵守する。</p>

計画期間

令和6年12月25日～令和14年3月31日

※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書発行については、改正法第14回認定日以降の申請が対象となる。

**別表 2-2 (創業セミナー) 【新規・特定創業支援等事業】**

市町村以外の者が実施する創業支援等事業 (会津商工信用組合)

実施する者の概要
<p>(1) 氏名又は名称 会津商工信用組合</p> <p>(2) 住所 福島県会津若松市中央一丁目1番30号</p> <p>(3) 代表者の氏名 理事長 菊池 武</p> <p>(4) 連絡先 TEL0242-22-6565 FAX0242-22-1708 担当 融資部 地域支援課</p>
創業支援等事業の目標
<ul style="list-style-type: none"> <li>・創業セミナーを会津商工信用組合が行う。</li> <li>・本計画及びワンストップ相談窓口の設置、創業支援策について広報し、受講後もフォローすることにより創業の実現まで結びつける。</li> <li>・創業セミナー実施に係る周知等を町、関係機関の協力を得て行い、1回あたり支援対象者4人、5割の2人を創業者の目標とする。</li> </ul> <p>(目標数)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援対象者数4人 創業者数2人</li> </ul>
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援等事業の内容&lt;創業セミナー&gt;【特定創業支援等事業】 会津商工信用組合が創業希望者を対象に「創業セミナー」を年2回(全6コマ、1コマ2時間)開催する。 開催時期は5～6月、10～11月の年2回、以下のテーマについて専門家の講義を実施する。 全6コマの講義のうち、経営、財務、人材育成、販路開拓を含む4コマ以上を受講した者を「特定創業支援等事業」を受けた者とする。</p> <p>経 営 … 創業目的、経営、開業手続き、法人と個人の違い、事業計画、事業内容の骨子立案、販売計画と仕入計画</p> <p>販路開拓 … 市場・マーケティング、差別化のポイント</p> <p>財 務 … 資金計画、収支計画、会計、財務管理</p> <p>人材育成 … 営業管理、労務管理、広告宣伝、ITツール</p> <p>特定創業支援等事業終了後も南会津町商工会や金融機関が連携しながら、地域経済動向調査や需要動向調査の分析結果による情報提供、地域創業者の創業に至るまで、及び創業後の課題について分析し今後の支援に向け組織内で共有を図る。 単なる施策紹介や融資斡旋にとどまることなく定期的なモニタリングによるフォローアップにより創業後の経営安定を図る。</p> <p>(2) 創業支援等事業の実施方法 南会津町、会津商工信用組合のホームページや広報紙等で創業支援施策、個人創業相談支援事業、創業セミナーに関する情報について幅広く周知し、創業希望者の目に届くようにする。 寄せられた相談に対し、各支援機関と連携して効果的な支援を行う。 創業相談窓口において支援を行った創業希望者等の情報に関しては、個人情報保護に配慮しつつ、町と情報共有を行い、南会津町が管理する創業支援カルテを活用して各支援機関と共有を図る。 支援機関の担当者会議等において、相談内容や創業者の求める支援策などについて情報共有を行い、よりよい相談体制を整えられるよう改善を図る。</p>

特定創業支援等事業の資格を取得した者については、氏名、住所、連絡先、受講内容、受講日等を記載した名簿を作成し、個人情報の取扱の了解を得て、事業終了後直ちに南会津町に提出する。

名簿管理については、個人情報保護法を遵守する。

計画期間

令和6年12月25日～令和14年3月31日

※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書発行については、改正法第14回認定日以降の申請が対象となる。

<特定創業支援等事業について>

- ・町が連携している上記の機関に相談を実施し、創業希望者を対象とする南会津町商工会が行う「個別創業相談支援事業」及び会津商工信用組合が行う講座「創業セミナー」において、「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の4つの知識を習得するため、「個別創業相談支援事業」については、原則4回以上、1ヶ月以上の継続的な支援を受け、「創業セミナー」については、全6コマのうち4コマ以上出席したと「創業支援カルテ」でその旨が確認できる者を「特定創業支援等事業」を受けた者として、町が証明書を発行する。

<各事業の共通事項について>

- ・創業支援等事業計画の全体の進捗状況を町が把握し、創業者等からの意見を集約し常に体制を改善していくこととする。また、創業後についても、南会津町商工会、金融機関と連携し、その後の状況確認や経営課題への対応、計画との差異修正など、創業後の経営の安定化に向けたフォローアップを行う等、伴走型支援を実施する。
- ・特定創業支援等事業を実施し、証明書の発行を受けた創業支援対象者に対しては、その後の創業の有無や実績報告等を電話、メールにて確認する。
- ・公序良俗を害する恐れのある事業を行う創業者に対しては、創業支援サービスを行わない。各連携機関にもこの方針を徹底する。

(2) 創業支援等事業の実施方法

- ・南会津町商工観光課に担当職員2人を配置し、関係機関と連携したワンストップ窓口を設置する。また関係機関と連携のうえ、窓口設置のパンフレット等を作り、連携機関の窓口でも配布し幅広く創業者の目に届くようにする。加えて南会津町の広報紙、町ホームページ上においても、相談窓口設置を広くPRしていく。
- ・必要な予算については、町が手当てする。
- ・連携支援機関が支援を行った創業者情報等に関しては、個人情報保護に配慮しつつ、町が一元管理を行い、名簿等の作成を行い、関係機関と共有を図る。
- ・関係機関との連携を密にするため、定期的に連携会議を開催し、情報共有を行う。

計画期間

平成27年4月1日～令和14年3月31日

変更箇所については令和6年12月25日～令和14年3月31日